

令和3年度 第1回豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

1 開催日時 令和4年1月18日(火) 午後2時～午後3時

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 委員

(1) 出席者 8名

後藤・水野法律事務所 弁護士	水野 明美
西枇杷島警察署	吉田 武司
とよ山内科クリニック	金森 典代
豊山町ケアマネ会 会長	大河内 拓哉
相談支援センター尾張中部福祉の杜 所長	玉井 一男
豊山町民生委員協議会	小出 としえ
豊山町成年後見センター	高木 茂彰
豊山町社会福祉協議会	中野 弘恵

(2) 欠席者 1名

清須保健所	田島 希実
-------	-------

4 事務局

(1) 出席者 6名

豊山町生活福祉部長	日比野 敏弥
豊山町生活福祉部福祉課長	林 真吾
豊山町生活福祉部福祉課福祉係長	四浦 かおり
豊山町生活福祉部保険課長兼地域包括支援センター所長	牛田 彰和
豊山町生活福祉部保険課高齢者介護係主任	水野 美里
豊山町生活福祉部保険課地域包括支援センター主査	千葉 幸恵

5 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理の指名
- (3) 議事署名委員の指名
- (4) 豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会について
- (5) 高齢者、障害者虐待の現状報告について

6 議事内容 (要点筆記)

【司会】

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりま

したので、ただ今より令和3年度第1回豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます保険課高齢者介護係の水野です。会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。

委員の委嘱につきましては、感染予防のため机の上に委嘱状を置かせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。任期は令和5年9月30日までですので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、町長よりご挨拶申し上げます。

町長よろしくをお願いいたします。

【町長】

（ 挨拶 ）

【司会】

ありがとうございました。

町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

【町長】

（ 退席 ）

【司会】

それでは、協議会を進めさせていただきます。

会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

（ 配布資料確認 ）

それでは、委員の皆様をご紹介します。

（ 委員紹介 ）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局】

（ 自己紹介 ）

【司会】

それでは、会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明します。会議録につきましては、「議事録の作成に関する指針」により、会議ごとに議事録を作成することになっております。議事録については「要点筆記」で作成し、発言者名については「非公開」といたします。後ほど会長選出後に署名委員の指名がありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題（1）「会長の選出」に移ります。要綱第4条第1項では、運営協議会に会長を置き、委員の互選により定めることになっています。いかがでしょうか。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

【委員】

知識、経験ともに豊富な水野委員が会長に適任であると思います。

【司会】

ただ今、会長には水野委員をとという声がありました。他にはございませんでしょうか。水野委員を会長に選出することにご異議がなければ拍手で確認したいと思います。

【委員全員】

（ 拍手 ）

【司会】

ありがとうございました。それでは会長席への移動をお願いします。

【会長】

（ 会長席へ移動 ）

【司会】

それでは会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】

（ 挨拶 ）

【司会】

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきまして、会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、議題（２）「会長代理の指名」に移ります。設置要綱第４条第３項に基づき私から指名させていただきます。会長代理には、玉井委員を指名いたします。

続きまして、議題（３）の議事録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、大河内委員と中野委員を指名いたします。後日、事務局により議事録を作成しだい、署名をいただきに伺いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議題（４）「豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会について」事務局からの説明を求めます。

【委託先】

議題（４）「豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会について」、資料１，２に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

【会長】

ないようですので、私から一言。以前虐待案件に関わったケースも対象者の周囲の方が異変に気付き、警察や役所へ相談してくれたことで、虐待に気づけ、ひどい状態になるのを防げたケースもあります。なので、細かいことでもいいので、情報をいただけるようによろしくお願いします。また、通報者の情報ももらしませんので、皆さんからの情報をよろしくお願いします。

【会長】

その他、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。ないようですので、続きまして、議題（５）「高齢者、障害者虐待の現状報告について」事務局からの説明を求めます。

【事務局】

議題（５）「高齢者、障害者虐待の現状報告について」、資料３、４、５に基づき説

明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

虐待状況の資料の中の虐待の種別の集計に関して、主な虐待内容で集計しているのか、1ケースに関して複数虐待種別としてあれば、重複もありえるのか。

【事務局】

複数あれば、それぞれに件数として挙げ集計します。今回に関しては、身体的虐待だけだったため、1つの類型ですが、いくつか同時にあれば、複数カウントします。

【委員】

相談、通報件数とありますが、相談と通報がセットなのかまたは区別はありますか。通報だと強い意味合いになり、相談の方が言いやすい気がします。位置づけがあれば教えて下さい。通報してくださいとするより、相談してくださいとした方が言いやすいのかなとも思います。

【事務局】

「虐待についてです。」と通報が入る場合もありますが、関わっている方や地域の方からは、相談として連絡が入ることがあります。明確に通報、相談と分けてカウントはしていないので、虐待に関して相談として連絡が入る場合も同じようにカウントしています。

また、虐待が心配なので、と連絡を入れて下さるケースに関しても、町として確認等に動きますと、件数にいられています。

【委員】

相談、通報件数が多いことがいいわけではありませんが、虐待として相談があったら件数にあげるのか、虐待の確認がとれたら件数としてあげるのか。相談件数という意味では件数にあげてもいいと思います。取り扱いはありますか。

【事務局】

虐待ではないかと思い相談が入った場合は件数にあげますが、ケアマネジャーなど関わっている職員からの相談として、虐待に発展する心配があるケースなど、一緒に対応や関りを持っていくための相談の場合は件数にあげていません。

【委員】

ケアマネジャーからの相談通報件数が1件ありますが、それはどのような形だったのでしょうか。

【事務局】

相談の段階から、虐待だと思うので、虐待対応としてかかわってほしいと相談がありました。その後は資料2で示した流れで対応しています。

【委員】

虐待者からの分離として対応したケースがありますが、どのようなケースでしょうか。それぞれ対応はあると思いますが、初動の対応として何かアセスメントシートの

ようなものがあるのですか。どのように確認をとりますか。

【事務局】

アセスメントシートのようなものがありますので、聞き取りと、ご本人の状況を確認します。このケースの場合は、身体的虐待で傷等も確認され、警察にも保護されたという経緯もありました。養護者の方への確認を通して自宅に戻すのは危険だと判断しましたので、自宅に戻らずに施設利用などをしながら、最終的には養護者の方とは別々で生活するということになりました。

【委員】

虐待というと、まだ基本的に抵抗が大きい。どこからの通報かは言わないと言っても、虐待の状況を見ている人がごく少数の場合、自分が虐待通報したのではないかと虐待者の方に思われることを心配する部分があると思います。そういった心配も大丈夫となるといい。

実際の虐待件数は少ない方がいいが、相談、通報は多い方がいいと思うので、相談、通報が増えるように、広報できるといいと思います。相談、通報件数は少ないと感じました。

【事務局】

関わっている方が少ないケースで、虐待相談や通報となると、養護者の方に「あなたが言ったんじゃないの」となる心配はあるかもしれません。やはり、関わっている人が少ないということ自体がよくない状況だと思います。虐待防止としては見守りが重要です。さまざまな人の目がある地域づくり、サービス利用できる、相談できる先があることが大切だと思います。広報や講演会で啓発していくことが大切だと感じました。今回のご意見を課題としてとらえ、働きかけていきたいと思っています。

【事務局】

町に相談していただくことが、第一歩かなと感じています。児童虐待も含め、町としても啓発をしていきたいと思っています。関係機関と連携しながら、相談、通報しやすい仕組み作りを進めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

【委員】

私が所属する部署が対応しているのは、DVや高齢者虐待、障害者虐待などになります。

先ほどの相談、通報については、一般の方からの話は相談になります。警察は一番最初に対応することが多く、110番通報が入れば、必ず対応します。その際、危険性を判断し、障害者虐待、高齢者虐待なのかも精査します。障害者虐待、高齢者虐待の難しいところは相手がいることです。養護者の方にも事情があり、認知症や知的障害などが問題になることもあります。すべて虐待となるわけではないことです。そのような部分を町の方と協力しながら、対応しています。そのため、数字に表れない部分もあると思います。虐待ではないですが、対象となる方をよく見守っていただきたいと依頼することもあります。

件数が大きければいいわけでも、少ないからいいわけでもなく、周りの方が見てただけの状況を作ることが大切だと思います。

【会長】

その他、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

ご意見、ご質問もないようですので、続きまして、「その他」にうつります。委員の皆様からは、その他何かございますか。

事務局からは何かございますか。

【事務局】

次回は令和4年度の開催となります。令和4年度におきましては、2回の開催を予定しております。第1回協議会につきましては、令和4年8月頃の開催を予定しております。事前にご連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

本日予定しておりました議題につきましては全て終了しました。これをもちまして第1回豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

【司会】

会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間の審議をありがとうございました。

上記のとおり、令和4年1月18日（火）開催の豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和4年2月1日

会 長 水野 明美

署名委員 大河内 拓哉

署名委員 中野 弘恵